

## 三条市奨学金返還支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住定住及び就労の促進を図るため、奨学金の返還を行う者に対し、予算の範囲内において三条市奨学金返還支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、三条市補助金等交付規則（平成17年三条市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) Uターン移住 次に掲げる全ての要件を満たす者が、令和6年2月1日以後に市内に生活の本拠を置くことをいう。
  - ア 過去に通算して1年以上、本市に住所を有していたこと。
  - イ 移住しようとする直前の1年間、市外に居住していたこと。
- (2) 定住 市内に住所を有する者が、継続して市内に生活の本拠を置き生活することをいう。
- (3) 奨学金 次に掲げるもの（本人名義で借り入れたものに限る。）をいう。
  - ア 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する第1種奨学金及び第2種奨学金
  - イ 新潟県奨学金
- (4) 公務員 一般職の国家公務員及び一般職の地方公務員をいう。
- (5) 個人事業主 市内に主たる事務所を設置し、開業している者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 本市に住民登録があること。
- (2) 第7条の交付申請を行う日（以下「交付申請日」という。）の属する年度において、奨学金の返還が発生すること。
- (3) 交付申請日において、次のいずれかに該当すること。ただし、公務員を除く。
  - ア 法人、団体又は個人事業主に雇用された者（市内に所在する事務所又は事業所においてのみ勤務することを条件として雇用された者に限る。）
  - イ 個人事業主又はその事業専従者（所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第3項に規定する事業専従者をいう。）
  - ウ 市内に主たる事務所を有する法人を設立し、経営している者
- (4) 継続して本市に定住する意思を有していること。
- (5) 納期限の到来した市町村民税又は特別区民税を完納していること。
- (6) 次のいずれかの要件を満たすこと。
  - ア 令和5年4月1日以後に三条市立大学又は三条看護・医療・歯科衛生専門学校を卒業し、当該卒業の日において40歳未満であり、かつ、当該日の翌日から起

算して、2年を経過していないこと。

イ Uターン移住を行った日において40歳未満であり、かつ、当該日の翌日から起算して、2年を経過していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、交付申請日の属する年度の前年度に補助金の交付を受けた者であって、前項第1号から第5号までの全ての要件を満たすものを、第5条に規定する期間内に限り、補助対象者とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、奨学金の返還について、他の市の制度又は国、県その他の機関の制度により補助金等の交付を受けた、又は受ける者は、補助対象者としな

いものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付申請日の属する年度において、補助対象者が返還した奨学金（利息及び繰上返還分を含む。）の額とする。ただし、事業所から奨学金の返還について補助、手当等を受けた、又は受ける場合は、その額を控除した額とする。

(補助対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間は、補助対象経費の最初の返還月から起算して60月を上限とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、1年度につき36万円及び補助対象者1人につき180万円を上限とする。

2 前項の場合において、算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する日までに、三条市奨学金返還支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、添付する書類については、公簿等によって確認できる場合は、これを省略することができる。

(1) 市町村民税又は特別区民税の納税証明書（本市において納税状況の確認ができない者に限る。）

(2) 三条市立大学又は三条看護・医療・歯科衛生専門学校の卒業証明書の写し（第3条第1項第6号アに該当する者に限る。）

(3) 賃貸借契約書その他の第2条第1号イに該当することを証する書類（第3条第1項第6号イに該当する者に限る。）

(4) 奨学金の借入金額及び返還計画が確認できる書類

(5) 雇用証明書（様式第2号）又は市内で開業したことが確認できる書類

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付することを適当と認めるときは、三条市奨学金返還支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、補助対象経費の支払が完了したときは、三条市奨学金返還支援補助金実績報告書（様式第4号）に、補助対象経費の支払を証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査した上で補助金の額を確定し、三条市奨学金返還支援補助金確定通知書（様式第5号）により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、交付決定を受けた者が次のいずれかに該当した場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助対象者の要件を満たさないことが判明したとき。
- (3) 補助対象経費の支払が完了する前に市外へ転出したとき。
- (4) 補助対象経費の支払が完了する前に第3条第1項第3号アからウまでのいずれにも該当しなくなったとき又は公務員となったとき。

2 前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。